



栃木県公報

平成30(2018)年
8月2日(木)
号 外
第 43 号

目 次

告 示

○県税に関する申告期限等の延長..... 1

告 示

栃木県告示第410号

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第13条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第145号）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）又は同条例若しくは栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30（2018）年7月5日以降に到来するものについては、自動車取得税、自動車税（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成30（2018）年8月2日

栃木県知事 福田 富 一

県 名	指 定 地 域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(税務課)